

2026年6月4日

東京都新宿区四谷一丁目6番1号  
PayPay銀行株式会社  
代表取締役社長 谷田 智昭

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」第3条第1項の規定にもとづき下記の通り公告いたします。

## 記

2016年1月から2016年12月までの間に最終異動日等のあった預金を2027年6月4日（※）までに預金保険機構に納付する。  
当該納付の日において当該預金等に係る債権は消滅するところ、当該預金等に係る預金者等であった者は、当社（PayPay銀行株式会社）を通じて当該預金等にかかわる元本及び利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を請求できる。

※法にもとづく納付期限であり、実際の納付日とは異なります。

以上